

2024年11月26日

岐阜県警察本部長 三田豪士 様

## 申入書 「抹消」の履行を確認させて下さい

大垣警察市民監視違憲訴訟原告 三輪 唯夫  
松島 勢至  
近藤ゆり子  
船田 伸子

私たちは、大垣警察市民監視違憲訴訟の原告です。9月13日に名古屋高等裁判所において私たちへの勝訴判決が言い渡され、この判決が確定しました。判決には【一審被告県は、本判決別紙「物件目録1」記載1(4)、2(4)、3(4)、4(4)の各情報を抹消せよ。】とあります。岐阜県警は、本部長名で10月1日付けで私たちへ通知を郵送して来ましたが、そこには、上告しない旨とともに【～(4)の情報は、令和6年10月1日に抹消しました。】との記載がありました。

しかし、私たちはこれで「抹消命令が履行されたのだ」と納得することはできません。

この事件が発覚した直後の2014年7月31日に、私たちは貴職宛てに「抗議・要求書」を出しました。

そこでは【地域住民が地域の環境問題に深い関心をもって学習会を積み重ねること、及び市民が社会的な問題について意思表示をし、活動すること…は、日本国憲法で保障されるものであることは疑いなく、同12条前段の「不断の努力」の表れであり、推奨されることであっても有害視・危険視されることではありません。今回明らかにした岐阜県警(大垣警察署)の行為は、「責務の遂行に当たっては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」(警察法2条2項)に明らかに違反します。日本国憲法下の警察が断じて行ってはならない行為です。】と指摘し、【市民監視と市民運動敵視を即刻やめること。私企業に個人情報を提供することを即刻やめること。】などを要求しました。

これに対する貴職の応答は【通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました。】というものでした。

今般の判決は、私たちの当時からの言い分をきちんと認めています。そして貴職らの応答については【「通常行っている警察業務」であるとすれば、大きな問題である】と厳しく指弾しています。

また、私たちそれぞれは、すぐに個人情報開示請求を行いました。これに対する貴職の決定は「非開示・存否応答拒否」でした。この決定を不服として岐阜県公安委員会に審査請求を行いました。棄却されてしまいました。この審査過程で、貴職らは次のように主張しました。

【特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かは、警察の情報収集活動の対象(又は方針、関心事項)等に関する情報であり、これが明らかになることによって、警察の情報収集活動の実態が露

呈されることになる。

一般に、警察が情報収集の対象としているかどうかが明らかになると、情報収集の相手方が、情報収集活動の存在を前提として活動することになり、情報収集の対象とされていない場合、そのことを契機として、公共の安全や秩序を害する行為が企図されたり、公共の安全や秩序を害する行為を企図していた者が、その行為に及ぶ可能性が高まるという弊害が考えられる。

…また、施設建設への反対運動の動きがあれば、それに関連して不法行為が発生することが考えられる。]

(2015. 9. 11 付け 岐阜県個人情報保護審査会「答申」より)

この主張に、私たちは非常に傷つき、憤慨しました。施設建設に対して「反対運動」をする者は即ち不法行為や犯罪を企図する者であるというのでしょうか？

今般の名古屋高裁判決は、貴職らのこうした主張を完全に否定しています。そして判決は【本件における大垣警察ないし岐阜県警による一審原告らの個人情報の取得、保有及び利用は、警察法 2 条 2 項の「その責務の遂行に当たっては、不偏不党且つ公平中正を旨とし」との定め反する違法ないし著しく社会的相当性を欠いた恣意的な運用が行われていたのであり、それにもかかわらず、一審被告県は、これを改めようとはせず、一般的、抽象的な公共の安全と秩序維持を唱えて擁護しようとするばかりであるし、前述の対応等をみれば、岐阜県公安委員会のほか、警察庁や国家公安委員会による監督等も期待できないのであって、警察組織内部での自浄作用は全く機能していないのである。】とまで述べています。私たちは、貴職からの一片の通知で、判決が命じる私たちの個人情報の抹消がきちんと履行されたと考えることはできません。

判決は、シーテック社作成「議事録」に基づいて、抹消すべき情報を特定しています。しかしシーテック社作成「議事録」記載の情報と岐阜県警（警備部及び各警察署警備課）が保有する私たち原告らの個人情報が 1 対 1 で付合するはずはありません。また判決も述べているように、岐阜県警は、シーテック社作成「議事録」記載の情報以外にも私たちの個人情報を保有していると考えられますが（【自主的に抹消すべき】と判決は述べている）、どの情報を抹消し、どの情報を保有し続けているのかわかりません。そもそもどんな形態で情報が保有されているのか、「抹消」とはどのような行為を指しているのかも全くわかりません。「判決が命じているにも拘わらず（抹消したと言いながら）抹消されていない情報もあるのではないか」と疑念を抱かざるを得ないのです。

本日は別紙の諸点をお訊ねいたします。最終的に抹消の確認がなされるまで、何度でも協議（話し合い）の場を持って頂くことを強く申し入れます。

岐阜県警の違法行為によって、私たちは権利を侵害され、損害を被りました。判決が命じる抹消の確認がなされた後に、改めて貴職からの真摯な謝罪があつて然るべきと考えていることを申し添えます。

以上

<別紙> 質問事項 2024. 11. 26

- 1 警備公安部門の情報収集活動（収集・保有・管理・利用・提供など）を規律する法令等はあるのか
  - ・ 県警レベルではどうか 警察庁レベルではどうか
  - ・ あるとするなら、その名称などを明らかにされたい
  
- 2 原告の個人情報はどうのように保有・保管されていたのか
  - ① 紙ベースか、電磁的記録か
  - ② 県警本部で保有しているのか、各警察署警備課でも保管しているのか
    - ・ 県警本部の担当課はどこか（警備総務課か）
  - ③-1 県警本部のみが保有している場合
    - ・ 保有している情報の利用のルールはどうか
    - ・ 各警察署からの利用のルールの有無、内容を明らかにされたい
  - ③-2 各警察署警備課でも保有している場合
    - ・ 保有している情報の利用のルールについて明らかにされたい
  
- 3 判決で命じられた情報をどのように抹消したのか
  - ① 抹消すべき情報の特定
    - ア 岐阜県警本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課において保有している原告らの個人情報につき、判決で「自主的に抹消すべき」とされたものも含め、すべてを抹消したのか
    - イ そうでないならば、判決に従って抹消すべき情報を、どのように特定したのか（シーテック社作成の「議事録」通りの文言で、保有されているはずがない）
    - ウ どのような情報が抹消されたのか、具体的に明らかにされたい
  - ② 抹消の手順・方法
    - ・ 紙ベースであれば廃棄の方法は何か。電磁的記録であれば抹消の方法は何か
    - ・ 岐阜県公安委員長立ち会いのもとに抹消が行われた旨、報道機関に説明したということだが、どのような態様で立ち会ったのか
    - 岐阜県公安委員長にもこのことを直接伺う機会を設けて頂きたい
  
- 4 違法に外部に提供してしまった情報の抹消の責任は果たしているか
  - ・ シーテック社に違法に提供した情報について、その抹消をどのように担保しているか
  - ・ 「通常行っている警察業務の一環」という岐阜県警の従来から主張からすれば、他企業・他機関へも原告らの個人情報を提供した可能性があるが、いかがか
  - 提供行為があったとすれば、提供した情報の抹消はどのように担保するのか

以上